

8-18  
no 36

# すくらひかる



(岩手県立婦人等就業援助センターPOP講習修了生 菊原 育代さんの作品です。)

## — 目 次 —

□ 卷頭言(太田芳枝) .....	2
□ 知事への10分インタビュー(福岡県知事) .....	3
□ 発掘してますか ニューメニュー(コンピュータ・グラフィックス、クッキングヘルパー) .....	4
□ カリキュラムの概要紹介(経理事務、フィニッシュ・ワーク、税務会計) .....	5~7
□ 税務会計の就職状況 .....	8
□ 「経理事務」実施状況とこれからの方向 .....	9
□ 受講者の選考方法について .....	10
□ 「再就職セミナー」の実施効果 .....	11
□ 事業運営のポイント .....	12
□ 平成4年の女子労働者の概況 .....	13
□ センター紹介(富山県) .....	14
□ プロック所長連絡協議会を終えて .....	15

# 人生を充実させる努力を

石川県副知事

太田 芳枝

今、時代は変化の時であるという思いが強くなっている。これまで日本を支えてきた種々のシステムの手直しが必要との認識が拡がっている。国の経済計画である生活大計画5ヵ年計画においても「真に国民が豊かさを実感できるようにするためには、今後、我が国は生活者・消費者を重視する視点に立って、経済社会の在り方を総点検し、自己実現の機会が十分与えられたより自由度の高い社会を実現すべきである。その意味で、人間1人1人を尊重する視点が重要である。」と言っている。私は、この経済計画の指摘は非常に重要であると考えている。私達は、これまでの努力によって物質的にかなり豊かになった。これからは心の豊かさが求められるとも言われている。

「心の豊かさって何？」と私は思う。清貧に甘んじることではないであろう。満ちたりた心、満ちたりた時間を少しでも多く持つことであるならば、そのキーワードは、経済計画にいう「自己実現の機会が十分与えられた自由度の高い社会」「1人1人を尊重する視点のある社会」を創ることであると私は思っている。

女性達が公的な場で十分活躍できる社会にしていきたい。「女のくせに」「嫁のくせに」等々女性達が生き生き、伸び伸びすることを抑えてきた（抑えている）社会の意識を変えて行く努力を継続していくことが今なお必要であるとの思いが私にはある。

女性の意識にも課題は多い。「女の子は素直に育てたい。」「娘は短大まで良い」「可愛い妻を演じたい」「良い嫁になりたい」等々。御近所や周囲に気兼ね（配慮）し、御近所も又注目の眼（看視の眼？）をむける。1人1人が尊重される社会というのは、他人に迷惑をかけない限りにおいて、自らの領域に踏みこませないと同時に他の人の領域にも踏みこんでならないことをきちんと理解している人達によって構成されるものであろう。周囲の眼から自由になれる意志の強さを持った女性達が多いほど自由度の高い社会となるであろう。

人生は1回限りのものだから、自分の人生を限りなく愛しんで、好きなことをしたら如何ですかと勧めている。仕事でも、育児でも、家事でも、趣味でも、奉仕活動でも、何でも良い。自分が好きなこと、やりたいことをする。その積み重ねが、心の満足、人生の充実につながっていくのである。「夫が…」「義母が…」「御近所が…」と多くの方は言われるかもしれない。その時の私の答え「あなたの人生は、あなたの為にあるのですよ。」

## 知事への10分インタビュー

# 就業援助センターは 女性の再就職援助対策の 拠点だと思います。

福岡県知事 奥田 八二



所長 お忙しいところお時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、福岡県の女性についてどう思われますか。

知事 一般的に言うと、本県の女性は從来から底力を持つています。そこで、有名女性だけではなく底辺を支えてきた女性達の足跡も明らかにするため、本年3月に福岡県女性史「光をかざす女たち」を発行しました。

更に付け加えれば、本県の女性は新しいものへの興味が強く、又それを素早く取り入れる柔軟性があると思います。

所長 今、女性の問題で最も重視しておられることは何でしょうか。

知事 高齢化社会の進展にともない若年労働力が不足してきますので、女性の労働力への期待がますます大きくなっています。

このため、男女ともに仕事と家庭の両立が図れるように、育児休業、介護休業制度等の就業環境の整備が重要だと思います。

本県では、これら制度の普及促進を目的に5年度から低利の育児休業者・介護休業者生活資金融資制度をスタートさせました。

このほかに、アジアとの国際交流も重要なと考えています。本年6月に福岡・佐賀・長崎各県知事と韓国南岸の知事が集まって第2回日韓サミットを開催しました。その時に発表した共同声明の中には「女性研修

交流事業の実施」も盛り込んでありますので、今後、日韓両国で連携して実施していくたいと思います。

所長 労働省の外郭団体である(財)21世紀職業財団の福岡事務所が本年4月に女性就業援助センター内に開設されました。

そこでは、本年10月から育児・介護等に関する情報提供を行う「働く女性のための就業支援事業」を開始します。

これについての知事のお考えはいいのでしょうか。

知事 再就職を望む専業主婦の数はかなり多いということですので、本県の再就職援助対策の拠点となる女性就業援助センターには日頃から大いに期待しているところですが、財団の就業支援事業ともリンクできるならば、すばらしいことだと思います。

所長 最後に働く女性に知事からのメッセージをお願いします。

知事 女性と男性が職場でも家庭でも特性や個性を生かしながら協力しあっていくこと、それが社会全体のパワーになると思います。

どうぞ、女性の皆さん、大いにその能力を發揮していただきたいと思います。

所長 ありがとうございました。

●インタビュアーは福岡県女性就業援助センター日比健次所長です。

## コンピュータ・グラフィックス

石川県母子福祉婦人就業センター

当センターで支援している事業所講習のうち、染色トレース受講生数が低迷してきているので、コンピュータ・トレース（本県の代表的伝統的産業である加賀友禪の下絵パターンのトレースを、コンピュータに、彩色を含め入力することの仮称）の講習に切り換えて行きたいという、事業所の相談があった。

まず、どんな業界で、コンピュータ・グラフィックスが導入されているか調べてみると、織維業界の染色、アパレルをはじめ、印刷、測量、設計、設備など多方面の業界に、特殊化、専用化のソフトが開発され、コンピュータ・グラフィックスが導入されており、そのオペレーター（助手）の需要が見込まれるだろうと考えられた。

その上、コンピュータ・グラフィックスの基礎知識や技能があれば、業界によってソフトが特殊化されているとはいえ、基本的操作は殆ど同じだから、応用が早いという専門家の助言をいただいた。

そこで、5年度にコンピュータ・グラフィックスの講習を、次の要領で開催することにした。

- ①対象者：パソコン、ワープロ、手書き広告（POP）などの基礎知識と技能があり、コンピュータ利用によるレイアウト、デザインなどの、より高度な編集実技に関心のある者
- ②講習内容：コンピュータを用いたデザインおよび製図の基礎知識と技能を習得する

受講申込のために当センターへ来所した者は、40名を超えたので、「静物をスケッチする」ような簡単な適性検査で、選考することにしている。

コンピュータ・グラフィックスの技能に関する公的な資格制度がいくつかあるが、将来は、その（通称CG試験）3級受験程度の能力養成が出来るまでに、講座内容を充実するように検討していく必要があると考えている。

## クッキングヘルパー

山梨県婦人労働開発センター一分室

山梨県でも当地域は、富士山、富士五湖を持つ国際観光地であり、ホテル、旅館、ペンション等の宿泊施設及び食堂、レストラン、売店等が数多くあります。したがって、それらの調理補助や下働きの求人が多く、又、高齢化社会に対応するためのケアづくりが各市町村で考えられております。我が山梨においては全国の中でも特に高齢化が進んでいるため、この対応が身近な問題としてとらえられており、そのための求人も出てきております。そんな状況下で実施する当センターの講習が、それらの役に立つことになればと考え、この講習を実施することにしました。

午前中調理実習、午後講義とし、実習の中では、まず調理室に入る服装、包丁の使い方などごく基本的なことから始め、高齢者向け、病人食、ペンション等で作る家庭料理など、21日間にわたる広い範囲での調理実習計画を立てました。午後の講習は、栄養学、衛生学、食品学、調理理論、調理科等を計画し、管理栄養士と保健所職員の協力を得て講義を行いました。それに加え、学校給食等の施設見学の希望者が多かったため1日は見学と試食も取り入れて実施しました。

講習会場は、近くに県営の施設が無いため、富士吉田市のコミュニティセンターをお借りして実施しました。町はずれの施設だったためか、募集当初は集まりが悪く心配しましたが、細かい広報の成果がみのり、ほぼ定員に達する事ができました。

昨年度の就業率は75%で、就職先はほとんどが食堂の調理補助等でした。今年は不況の影響か求人が少なく、思うように就職先が見つからない事もあり、今年度の就業率は50%でした。会場が市の施設という事もあり、地域の行事を優先させるため、今後は市と相談しながら考えていきたいと思っています。

## 經理事務(中級)講習會日程表

香川県婦人就業援助センター

月 日	時 間	講 習 内 容	講 師 名
10. 12 (火)	9:30~10:00	開 講	
	10:00~15:30	簿記会計 (商品売買の特殊な取引の記帳) 手形の特殊な取引の記帳)	高校教諭O B
10. 14 (木)	9:30~15:30	" (本支店会計の記帳)	"
10. 15 (金)	"	" (帳簿組織と特殊仕訳帳による記帳)	"
10. 18 (月)	"	" (5伝票による記帳)	"
10. 19 (火)	"	" (株式会社の資本と社債などの記帳)	"
10. 21 (木)	"	" (株式会社の損益処分と税金の記帳)	"
10. 22 (金)	"	" (企業会計の基礎 資産の分類と評価・流動資産)	"
10. 25 (月)	"	" (固定資産・投資等・減価償却・繰延資産)	"
10. 26 (火)	"	" (企業会計の負債・資本と収益・費用)	"
10. 28 (木)	"	" (財務諸表の作り方・見方)	"
10. 29 (金)	"	" (総合演習問題・問題集)	"
11. 1 (月)	"	工業簿記 (工業簿記の特色と原価計算)	"
11. 2 (火)	"	" (原価の費目別計算)	"
11. 4 (木)	"	" (個別原価計算)	"
11. 5 (金)	"	" (原価の部門別計算)	"
11. 8 (月)	"	" (総合原価計算)	"
11. 9 (火)	"	" (製品の販売と工場会計の独立および決算)	"
11. 11 (木)	"	" (標準原価計算・直接原価計算)	"
11. 12 (金)	"	" (総合演習問題・問題集)	"
11. 15 (月)	"	模擬問題 (検定用)	"
11. 16 (火)	9:30~12:00	模擬問題 (検定用)	"
	13:00~15:30	座談会 職業相談	センター所長 ハローワーク
		閉 講	

◎教科書

• 薄記会計II  
• 新訂 工業簿

実数橋出版

## ◎ 問題集

標準検定  
II

集 2級 東京法令出版  
全計 "

• 11

工簿

# 「フィニッシュワーク」講習日程表

三重県婦人就業援助センター

月 日	科 目	内 容	講 師	場 所
4/16 (金)	講 義	フィニッシュワークとは グラッフィック・デザイン 製作の流れ	※	※
20 (火)		〃		
23 (金)		〃		
27 (火)	講 義	用具・材料の 種類と使い方 フィニッシュワークと用具 各種用具の使い方	※	※
30 (金)		〃 各種定規の使い方 カラス口等の用具の使い方		
5/7 (金)	講 義 ・ 実 技	〃	※	※
11 (火)		〃		
14 (金)		〃		
18 (火)		〃		
21 (金)		〃		
25 (火)	実 技	原稿の種類と 製作 文字原稿 (写真植字)	※	※
28 (金)		校正・赤字直し		
6/1 (火)		ハンドレターリング		
4 (金)	実 技	製版・印刷の 知識 製版の基礎的技術と指定の仕方	※	※
8 (火)		〃		
11 (金)	実 習	フィニッシュ ワークの実際 基本的製作手順 版下台紙の引き方実習	※	※
15 (火)		〃		
18 (金)		各種組合せ版 写真原稿の貼り込み実習		
22 (火)		〃		
25 (金)		版下台紙製作 (実習)		
29 (火)		〃		

※講 師 デザインハウスJAC (ジャック) (有) 社長

三重県デザイン協会会員

当センター専任講師

※講習場所 婦人就業援助センター教室

講習時間 9:30~15:00

# 税務会計講習日程表

神奈川県立かながわ女性センター

回	月 日	曜日	講　　習　内　容	講　師
1	6／26	土	オリエンテーション 企業の会計と税務 所得税の特色 所得の種類と所得税計算の仕組み	岡田 加藤
2	7／3	土	前回の復習 所得に対する課税 青色申告制度と各種の申請・届出 各種所得の内容と計算	加藤
3	7／10	土	前回の復習 所得の総合と損益通算 所得から差し引かれる金額 所得税所得者の確定申告事業所得、不動産所得、配当所得	岡田
4	7／17	土	前回の復習 給与所得者の確定申告（一般用）・給与所得、不動産所得	"
5	7／24	土	前回までの総復習…課税標準と所得控除額の計算 税額の計算 税額控除の計算…申告納税額の計算	"
6	9／4	土	事業所得者の確定申告（分離課税用） …事業所得、譲渡所得、不動産所得 税務会計検定 3級出題範囲（全国経理学校協会主催）	加藤
7	9／11	土	税務会計 検定総合問題の演習・解説（その1）	岡田
8	9／18	土	税務会計 検定総合問題の演習・解説（その2）	"
9	9／25	土	税務会計 検定総合問題の演習・解説（その3）	"
10	10／16	土	会社会計と商法決算	"
11	10／23	土	企業の会計と税務 法人税の特色 法人設立時の手続き	"
12	10／30	土	法人税の課税標準 損益の期間帰属 益金の額の計算	"
13	11／6	土	女のフェスティバル・93	—
14	11／13	土	損金の額の計算 棚卸資産・有価証券・減価償却資産	加藤
15	11／20	土	損金の額の計算 資産の評価損・役員給与・交際費	岡田
16	11／27	土	損金の額の計算 寄付金・租税公課と罰科金・圧縮記帳	"
17	12／4	土	損金の額の計算 貸倒損失・引当金・その他	加藤
18	12／11	土	前回までの総復習 全国経理学校協会主催 税務会計検定3級出題範囲と解説	岡田
19	1／22	土	検定問題の演習と解説 重点：基本原則と総則	加藤
20	1／29	土	検定問題の演習と解説 重点：個別問題	岡田
21	2／5	土	検定問題の演習と解説 重点：総合問題	加藤
22	2／12	土	検定問題の演習と解説 重点：総合問題まとめ	岡田

テキスト：大蔵財務協会「やさしい所得税」「やさしい法人税」

共栄出版「税務会計検定模擬問題集」

栄光社「3・4級税務会計ワークブック」

# 税務会計の就職状況

神奈川県立かながわ女性センター

## 1. 講座の内容

かながわ女性センターでは、以前から簿記3級の資格取得をめざす「経理事務講座」を実施してきたが、平成3年度より経理部門担当者として必要な税務会計の実務知識を習得することを目的として「税務会計講座」を実施している。講師は元高等職業技術校講師、元経理事務講座受講生に依頼している。

前期（6月～9月）は、所得の種類、各種所得の計算、所得控除、税額控除、所得税確定申告のしかたなど所得税法について学び、後期（10月～2月）は、企業の会計と税務、法人税の概要、益金・損金の範囲、損金の額の計算、法人税申告書別表の記載のしかたなど法人税法について学ぶ。平成5年度は前期9日間、後期12日間で実施する予定である。

テキストは、「やさしい所得税法」、「やさしい法人税法」（大蔵財務協会）、「税務会計検定模擬問題集」（共栄出版）、「3・4級税務会計ワークブック」（栄光社）を使用した。教材費は伝票等も含め4,503円であった。

## 2. 応募状況、受講者の状況

応募状況については、定員40名のところ平成4年度は250名、平成5年度は352名の応募があった。年齢も10代～60代まで幅広い年代からの応募があった。

受講決定者の状況をみると新しい知識を身につけて就職を希望している人、簿記の資格取得後再就職にむけて勉強を続けている人などが多かった。

## 3. 検定試験

検定試験については、前期、後期とも全国経理学校協会主催の税務会計検定3級（所得税法・法人税法）の資格取得をめざし、平成4年度の検定合格率は100%という非常に優秀な成績であった。

## 4. 就職状況

就職率については講座終了後ある期間を

おいて調査しているが、平成3年度については9割近い就職率であった。就職先については、会社の経理部門、会計事務所、税理士事務所等が多くあった。平成4年度についてはまだ把握できていないが、講座の途中に就職の決まった人が数多くいた。また、引き続き税務会計について学んでいきたいとの希望を持つ人も多く、現在月2回のベースで税務会計検定2級の資格取得をめざす自主グループが活動している。

## 5. 修了者の感想と今後の方針

実際に即役立つと好評であった。昨年度、今年度とも非常に人気のある講座であったため、今後も引き続き実施していく意向である。

## 6. 産業界との連携

かながわ女性センターでは、平成5年度より地域の事業所（産業界）等の代表が女性就業に関する情報交換等を行うことによって、センターが実施している職業講座の充実を図ることを目的として「女性就業支援推進会議」を開催することとした。再就職を希望する女性に対して事業所が求める職業技術や知識について意見を聞きながら、「税務会計講座」も含めて職業講座に反映していくべきと考えている。



# 「経理事務」実施状況とこれからの方針

岩手県立婦人等就業援助センター 所長 高橋 洋子

岩手県立婦人等就業援助センターでは、昭和55年度から技術講習を実施しているが、「経理事務」を講習科目に取り入れたのは昭和58年度である。

当初は、盛岡地区1会場で、日商簿記3級検定を目的とした1コースを実施したが、応募率は、100%を上回り、ますますのスタートであった。

翌59年度からは、2級検定コースも加え、以来毎年2~3コース実施してきている。

## 1 講習の内容

当センターの経理事務は、日商簿記検定を目的としているため、講習の内容も検定科目に沿ったものとし、検定科目に変更があれば、講習内容も変更しながら実施している。(表1参照)

使用テキストは、下記のとおりで、代金は3級検定用が3,500円程度、2級検定用が4,500円程度である。

### 使用テキスト

(表1) 講習内容

区分	経理事務(3級)		経理事務(2級)	
	開始時 間(月)	現在 受講者 数(人)	開始時 間(月)	現在 受講者 数(人)
専門簿記	45	32	41	36
門			28	32
科			4	1
目			2	2
職業講話				
職業相談				
記帳事務	18	20		
実				
例題記帳			46	
枝				
西				
東				
北				
南				
料				
計算実務	38			
目				
その他			4	3
計	105	105	120	120

## 2 講師の確保

講師については、共催市町村及び職業安定所等の情報を参考にしながら選定している。

幸い、盛岡地区については会計事務所の税理士を継続して講師にお願いでき、受講者から好評を得ている。盛岡地区以外の会場でも、最近、高校退職後珠算塾を経営している方を講師としてお願いし、好評である。

技術講習の成否は、講師に負うところが大きく、講師の開拓には一層努力していきたい。

## 3 応募の状況

経理事務の場合、他の科目に比較して、例年応募率は低い。

開講から数年間は、3級検定コースで100%台、2級コースで80~90%台の応募率であったが、その後次第に受講者が減ってきており、受講率の向上が当面の課題である。(表2参照)

## 4 検定合格率

3級検定で78~100%、2級検定でも58~100%(平成4年度を除く。)となっており、比較的高い率となっている。(表2参照)

## 5 就業率及び主な就職先

経理事務の就業率は、他の科目に比較して、例年高い状況にある。平成4年度を例にとると3級検定コースが72.5%、2級検定コースが62.5%で、全科目の平均就業率(54.7%)を大きく上回っている。

主な就職先は、市役所、会計事務所、設計事務所及び農協団体等多方面にわたっている。

## 6 開講時との比較

経理事務も開講して(表2)経理事務実施状況

10年経過し、スタート時に取り入れていた珠算の計算実務(20時間)を市販の問題集による演習に切り替えるなど、講習の内容も変わってきている。(表1参照)

更に今年度から、短期のフォローアップ講習も実施することとしている。

(表2) 経理事務実施状況

区分	年度	コー クス	定員	申込 者数	受講 者数	就業 率	就業 者数
3級	58	1	30	31	29	93.3	
2級	59	2	60	49	44	87.8	
検定	60	2	60	70	56	100.0	35.0
定	61	3	90	97	90	100.0	19.3
定	62	2	60	62	57	100.0	22.0
定	63	2	60	60	52	100.0	35.8
コ	71	1	30	29	28	96.7	10.0
コ	72	2	60	48	43	87.5	14.6
ス	73	1	30	22	17	77.8	9.6
ス	74	4	120	73	64	86.8	12.5
2級	59	1	30	28	16	56.7	
2級	60	1	30	28	21	96.7	
検定	61	1	30	25	25	83.3	7.0
検定	62	1	30	20	20	100.0	55.6
定	63	1	30	37	33	123.3	6.7
定	71	1	30	26	24	86.7	6.0
コ	72	1	30	25	22	88.9	5.0
コ	73	1	30	15	14	93.3	4.7
ス	74	1	30	18	16	90.0	5.0

## 7 今後の方向

### (1) 受講者の開拓

経理事務の場合、就業への結びつきが比較的良好なことから、受講者の開拓を積極的に進めて参りたい。

### (2) センター機能の拡充

「相談」、「講習」、「情報の収集・提供」を有機的に、サイクル的に行い、就業援助機能を拡充して参りたい。

# 受講者の選考方法について

茨城県婦人就業援助センター

本年度も、これから働きたい女性のための技術講習会を21コース計画し、実施しております。

受講の募集について、新聞に掲載された日又は市町村の広報紙に登載し発行された日は、特に電話の問い合わせが殺到します。

「受講の申し込みは、先着順ですか?」という問い合わせに、「いいえ、先着順ではありません、希望者が多い場合は、抽選になります。」と応答しております。

受講の応募は、申し込み日の時間内に、希望者本人が官製はがきを持参し、申込書の提出と面接を行います。

面接では、申込書の記入事項等を確認します。受講希望の理由、受講後の就職可能時期、働く時間等については特に確認して就職意欲の度合いを把握しております。

年々、応募者は多くなっており、介護サービス(ホームヘルパー2級課程)及びOA等の科目は特に多く、受講者の選考を余儀なく行っております。

本県では、技術講習会を希望する者の中から受講者を選考するにあたり、公平を期すると共に講習効果の向上を図るために「受講者選考基準」(以下「基準」という)を設けております。その内容は  
1. 習得する技術を活用して、就職する意欲があること  
2. 講習内容を理解し得る基礎学力があること  
3. 健康で、講義、実技、実習等の受講に支障のないこと  
4. 家庭内に乳幼児、高齢者等介護を必要とする者がいる場合、世話をすること  
以上の1~4の全条件を満たす者であって、就職意欲の強い者、過去に技術講習を受けたことのない者を優先し、また母子家庭の母等には特に配慮する等を定めています。

従って、受講希望者が定員を超える場合は、「基準」に適合する者の中から、先ず優先度の高い受

講者を選考します。早期に就職可能等就職意欲の強い者、母子家庭の母等、申し込み回数の多い者等を考慮して選考します。次に、残りの受講者数(補欠者数も含めて)を抽選によって選定します。この抽選者の中から、就職率、検定合格率、年齢及び地域の偏りを考慮し、受講者と補欠者を決定しております。

このような受講者の選考方法による受講者の適格性については、妥当な結果となっているかどうかは、就職率や検定合格率等で判断しております。就職率の効果は本人の就職条件等により左右され、特にその後家庭的条件に変更が生じ、必ずしも所期の目標通りには行かないのが実情です。検定の合格率については、特にワープロの場合は平均年齢が若いほど、高くなる傾向が出ています。

選考の結果は、持参したはがきにより受講者、補欠者、受講不可者へその旨を通知します。その際に受講者以外へは、次回の同技術講習会の日程等を明示し、またの申し込みの機会を案内しています。また、昨年度は、抽選にもれた者を他の関連機関で実施するワープロ講習へ紹介し、多くの方が受講できました。本年度も他の関連機関との連携を密にし、就職に必要な基礎知識や技術等の受講等を積極的に紹介して行きたいと思います。

申込書と寸刻の面接、抽選で受講者を選考するのは、事務的すぎる面があります。

受講希望者は「基準」に適合していれば、技術講習会の回数を多くするなどをして、全員受講できるようにしていくことが、今後の大きな課題であります。

# 「再就職セミナー」の実施効果

富山県婦人就業援助センター

## ・再就職セミナーの概要・

平成四年度より、技術講習日程を一日増やして二十二日とし、最終日に公共職業安定所、婦人少年室等の協力を得て、再就職セミナー（セミナーの主旨説明、就労知識の付与、就職相談等）を実施しています。又、二十コースのうち、三コースは雇用促進センターのナイスワークセミナーと連携事業として、技術講習日程を二十五日とし、前後二日間ずつの再就職セミナーを行っています。

## 平成5年度

### 第一回 ナイスワークセミナープログラム

実施日時 平成5年6月1、2、7月18、19日（4日間）  
実施場所 犬津地域職業訓練センター

月	日	時間	内 容	講 師 等	教 材
第一回 6月1日㈬	午前	受付（9：30～10：00）			
	10時	1. 開会式	富山雇用促進センター		
	12時	2. オリエンテーション 3. 自己診断ガイド	婦人就業援助センター 富山雇用促進センター	自己診断ガイド	
6月2日㈭	午後	1. 婦人就業援助業務について 2. 女性の就職準備ワークシート	婦人就業援助センター	ワークシート	
	1時	3. 良い職業選択のために	富山雇用促進センター	VTR	
	3時				
第二回 6月2日㈭	午前	1. 女性のための労働法について 2. 再就職経験者体験発表 3. 意見交換	富山婦人少年室長 内就職経験者（プライムビジネススタッフ）		
	午後	1. 富山雇用促進センター業務について 2. ワープロ技術講習会のオリエンテーション	富山雇用促進センター 婦人就業援助センター		
	3時				

ワープロ技術講習会 6月3日㈭～7月12日㈮

（婦人就業援助センター）

第三回 7月13日㈯	午前	ワープロ基礎	外部講師 婦人就業援助センター	
	10時～12時			
第四回 7月14日㈰	午後	再就職の心がまえについて	婦人就業援助センター	
	1時～3時			
	午前	1. 女子労働市場について 2. 社会復帰の方法について 3. 就業相談	ハローワーク犬津 婦人就業援助センター	資料 仕事をしたいあなたへ 働きはじめるあなたのため
	10時～12時			
	午後	1. 就業相談 2. 意見交換 3. 修了式	富山雇用促進センター	
	1時～3時			

共催 富山婦人就業援助センター  
富山雇用促進センター



セミナーの内容、実施方法については、雇用促進センターと十分打ち合せを行い協議した結果、前段は講習会に参加する心得についての講義及び再就職者の体験発表を行い、後段は再就職の心構えや県内労働市場についての講義、就職相談等を実施することといたしました。（プログラム参照）このセミナー実施により、就業率は約三十二パーセントと実施前の二十四パーセントより8ポイント上昇し、十分効果を表していると思われます。

## ・雇用促進センターとの連携の経緯・

雇用促進センターの行う女子再就職準備サービス事業は、当婦人就業援助センターの事業の目的と同じで、出産、育児等で職業生活を中断した後、再就職に向けて準備している女性に対して、円滑な再就職の手助けと、再就職に必要な技術講習会等を通じて、再就職の機会の拡大事業の効果的な運営を図ることを目的としています。これらのことから「女子再就職準備サービス事業連絡協議会」（構成員は職業安定機関、婦人少年室、婦人就業援助センターその他関係機関の代表者）での協議の中で、再就職の事業を積極的に実施している機関との連携が必要であるとの意見が多くなされ、連携事業の実施となりました。

今後も連携事業を基に、より充実したカリキュラムの作成により、再就職をめざす女性の、円滑な社会参加のお手伝いをしていきたいと思っています。

# 相談・指導の充実 III

労働省婦人局婦人福祉課

## 2 相談・指導のやり方、内容 (つづき)

婦人就業援助センターの講習修了生や相談に訪れた女性求職者がスムーズに求職活動に入れるよう導いていくのは、センターの重要な役割の一つです。その際、指導したり、提供すべき情報には以下のような点があげられます。

### (2) 就職への準備を整えるための相談・指導

センターで技術講習を受けて、技術を身につけても、それで就職への体制が全て整ったとはいえない。身につけた技術を活かして働くためには、ハローワーク（職業安定所）の利用も含めた求職活動が必要です。

その際、漠然と「なんとなく働きたい」といった就職願望を持っているだけでは、いざ求職活動に入ったときに、求人の情報を前にして戸惑ってしまいます。

求職に際しては、自分の持っている技術・資格等を自己申告したり、希望の職種や、勤務形態、賃金等について、ある程度考えをまとめ、その意思表示をすることが求められます。

また、一方で、その希望する仕事に就いて、実際に自分は勤ける（働いていける）のかといった就労の可能性についても考えることが必要となります。

まず、これらのことと女性求職者に認識してもらうことが必要です。

この自覚があいまいなまま、職業紹介機関を訪問しても、提示される求人条件と自分の希望の間の調整ができず、なかなか就職に漕ぎつけなかったり、かりに就職しても、職場の現実と自分の抱く理想とのギャップをうめることができず、「こんなはずじゃなかった」、「やめたい」といった事態になりかねません。

センターの講習修了生や相談に来所した女性の円滑な就職と定着を図るために、その女性が、自分は何をやりたいのか、自分にあった仕事は何か、自分ができる仕事とは何か、働くためにどのような条件整備が必要かといったことについて具

体的に考えられるよう、就業に関する基本的な知識や情報を提供しながら相談・指導にあたることが必要です。

その際、提供すると望ましい情報として、以下のようないわゆるあげられます。

#### ①地域の産業、労働市場に関する情報

- ・地域産業の動向に関する情報
- ・地域の求人・求職等、労働市場の動向
- ・地域の労働条件（賃金・労働時間等）の実態
- ・女性を多く雇用する産業・企業の情報
- ・職種別の労働需給等の情報

#### ②職業に関する知識・情報

- ・職業及び職種についての知識・情報
- ・希望職種に就くために必要となる資格・技術・技能に関する知識
- ・資格・技術・技能の取得方法に関する情報

#### ③就業についての法律・制度等に関する知識

- ・就業についての基本的な法制度に関する知識（労働契約、就業規則、賃金、労働時間、休日・休暇、退職・解雇、社会・労働保険、母性保護等）
- ・女子労働者の就業についての法律・制度等に関する知識（男女雇用機会均等法、育児休業法、パートタイム労働法等）
- ・パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務、介護・

福祉関連労働といった労働形態に関する知識等

#### ④家庭生活と職業生活の両立のための情報

- ・託児所、介護施設、家事サービス等に関する情報
- ・働く女性のための各種行政サービスの情報

以上のような情報を提供しながら、相談指導を行っていくことは、婦人就業援助センターの講習修了生や相談来所者を円滑に求職活動に導くとともに、実際に「働く」準備体制（心構え）を整える上でも重要です。

技術講習により、再就職に必要な女性の能力を培うというだけにとどまらず、必要な情報の提供や相談指導を行っていくことで、就職への水先案内をするという重要な役目を婦人就業援助センターが担っているといえましょう。

# 平成4年の女子労働者の概況

労働省婦人局婦人福祉課

女子労働力人口は2,679万人となり、前年に比べ28万人増加した。女子労働率は50.7%で、前年と同率であった。

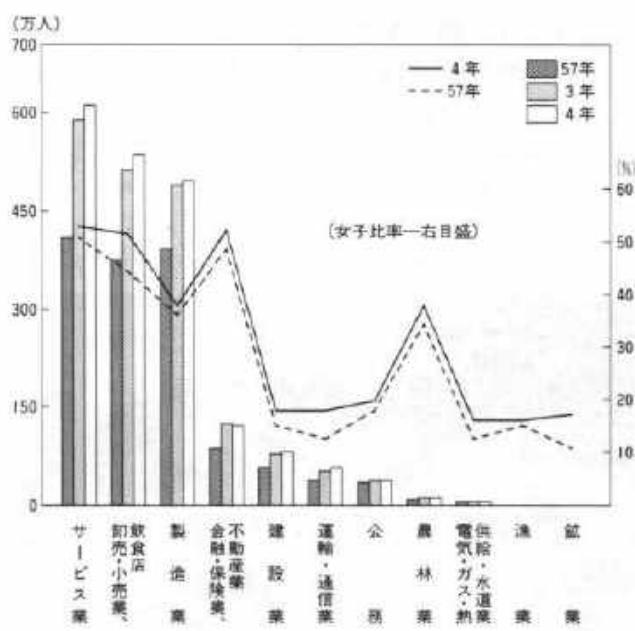
女子雇用者数は、1,974万人となり、前年に比べ56万人増加した。増加数では男子を下回ったものの、増加率では男子を上回り、雇用者総数に占める女子の割合は38.6%となり、前年に比べ0.3ポイント上昇した。

女子雇用者総数に占める35歳以上層の割合は年々上昇しているが、平成4年は59.8%であった。

女子雇用者の83.6%が、サービス業、卸売・小売業、飲食店及び製造業の3産業に集中しているが、サービス業をはじめとする第三次産業を中心に伸びがみられ、第二次産業では伸びが鈍化した。産業別に女子比率をみると、金融・保険業、不動産業で50.4%、サービス業で50.2%と半数を超える。次いで卸売・小売業、飲食店で48.8%となっている。

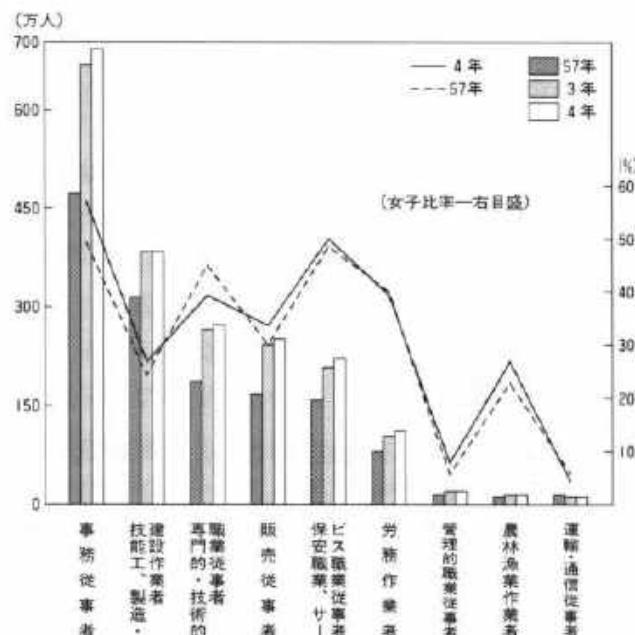
女子の週間就業時間35時間未満の短時間雇用者は(非農林業)592万人となり、女子雇用者総数に占める短時間雇用者の割合は30.7%と初めて3割を超えた。

第1図 産業別女子雇用者数



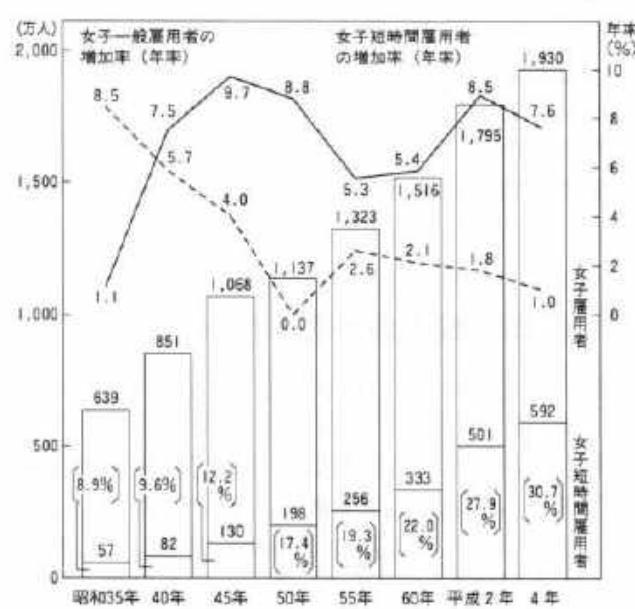
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

第2図 職業別女子雇用者数



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

第3図 女子短時間雇用者数及び増加率の推移(非農林業)



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 「雇用者」とは、雇われている者(常雇、臨時雇及び日雇)及び会社、団体の役員を指す。ただし、休業者は除く。  
2 「短時間雇用者」とは、週間就業時間が35時間未満の者をいう。  
3 「一般雇用者」とは、西暦就業時間35時間以上の者をいう。  
4 ( )内は、雇用者に占める短時間雇用者の割合である。  
5 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

# センターの施設と事業の概要について

富山県婦人就業援助センター

## 1 センター概要

当センターは、県都富山市の中心部に位置し、公共職業安定所、パートバンク、県庁とも近く立地条件としては大変恵まれています。

職員は相談員を含めて十二名、九名の相談員は各地域に駐在し、極細やかな就業相談やニーズ調査などをふまえた各種講習会を実施し、再就職援助指導を行っています。

## 2 技術講習

再就職を希望する女性を対象に公共職業安定所、地域の企業及び修了者のアンケート調査等により、ニーズを把握し、「仕事に就きたいと思った時がスタートライン」をキャッチフレーズに本年度もワープロ、病人介護などの技術講習を年二十コース計画しています。

なお、ワープロコースについては一昨年、ワープロ機器二十一台の購入を機に中央職業能力開発協会のOA機器操作技能評価試験の認定校の指定を受け、講習期間内に受験させることにより、再就職への志気を高めるよう努めています。又、病人・老人介護コースについては、地域の保健センター及び老人福祉施設等の協力を得て実施し、修了時にはホームヘルパー二級課程の資格を付与し就業率の向上と受講者の資質の向上を図ることとしています。

## 3 体験発表者の発表より

私は短大を卒業し、某保険会社に就職しました。その時の私は、あまり就職活動もせず、ただ、大企業であればと、別に職業に対して深く考えず安易な気持ちで就職しました。

こうして約四年間勤め、結婚し退職しました。その時の気持ちは、「ああ、やっと仕事に縛られず自由になれた」と思いました。

その後、子供が生まれ家事に追われる毎日。仕事という言葉には無縁でした。しかし子供が少しだけ大きくなり周りを見る余裕が出来たとき、何か自分が回りから取り残されているような気持ちにな

り、何か仕事がしたいと思ったのです。

今度は、目的を持って自分に合った仕事探しをと思いましたが自分が見えず改めて就職することの大変さを知りました。残念なことに自分をアピールするものが何もありません。前に働いていた時に何か一つでも技術を身に付けておけばと自分が悔めになりました。

今、子供がいる自分に今更再就職は無理…。何気なく新聞の家庭欄に目をやった時、技術講習会の案内を書いてある所を見て、婦人就業援助センターへ問い合わせて応募した所、多数の中から受講することができ、おかげさまで修了後、某人材派遣会社に登録させて頂き、仕事は講習会で習ったワープロだけではありませんでしたが、事務全般ではかなりワープロの仕事もあり、いろんな事を経験する事が出来ました。勤め始めの頃は多少子供の世話と仕事と、自分では大変なこともありましたが、今は充実した毎日を送っています。

自分が今、こうしていきいきと働いていることが不思議なくらいです。これからも仕事に対する意欲をもって前向きに働き続けたいと思います。

(発表者原文)

## 4 終わりに

当県では、働く女性のキャリア形成や職域の拡大の為の開発、再就職に必要な技術講習会の開催、就業に関する相談、情報提供等の充実を図り働きやすい環境づくりを推進する為「とやま女性総合センター」(仮称)の整備が検討されており、今後とも、女性の自立、社会参加を促進する為の就業援助対策の充実に努めて参りたいと考えています。



# ブロック所長連絡協議会を終えて

## □北海道・東北ブロック

### 湖水の静寂に包まれて

7月13・14日の2日間の日程で神秘の湖・田沢湖畔の「田沢湖ハイツ」において当ブロック協議会・所長会議を開催しました。

前日12日午後10時17分に起きた北海道南西沖地震の津波により被災された奥尻島の方々の一日も早い復興を念じ、会議では、「レディスハローワーク（パートバンク）等と婦人就業援助センターとの連携強化について」、「関係機関との連携について」「再就職希望女性のニーズ及び地域の企業のニーズの効果的な把握」などについて活発な討議、意見交換が行われました。

また、全国所長会議に要望事項として「技術講習延時間及び短期技術講習の弾力的な運用について」を提出することにして、有意義に会議を終了しました。

(秋田県女性就業援助センター)

## □中部・近畿ブロック

### 新しい就業援助事業の模索のために

去る、7月8日、9日の両日にわたり、日本のふるさとを思いおこす佇まい、みかん園にかこまれた憩いの家かいづか山荘において、当ブロック協議会を開催しました。

会議では、全国所長連絡協議会の役員や提案担当県の選定を行いました。また、各府県から提案された課題を中心に、近年の女性のライフスタイルの変化や多様化する就業ニーズに対応する新しい就業援助事業について活発な意見交換や情報交換を行いました。

9日には、平成6年秋開港する関西国際空港建設現場において、変わり行く大阪の就業変化の一端を視察し協議会総会を終了しました。

(大阪府中央労働事務所 女子労働者センター)

## □関東甲信越静ブロック

### 新緑の中で前向きな意見交換

6月3日、雨の降る中、湖と新緑が美しい栃木県の奥日光「幸の湖荘」において、所長連絡協議会を行い、雨の上がった4日は、湯滝、戦場ヶ原、華厳の滝、東照宮を視察し、自然と歴史に触れることができました。

会議では、①就業相談の取り組み状況 ②地方公共団体としての内職業務の取扱い状況 ③全国所長連絡協議会の役員選出等について、活発な討議と前向きな意見交換が予定時間を大幅に超えて行われました。

夜の懇親会においては、会議では話せなかった各センターの現状や悩みについて、情報交換とともに、カラオケで日頃の疲れを癒し、楽しい一夕を過ごしました。

(栃木県県南婦人就業援助センター)

## □中国・四国・九州ブロック

### “はがくれの里”で熱い討議

7月22日・23日、「吉野ヶ里と陶磁器の里」佐賀県の県都・佐賀市の「はがくれ荘」において、当ブロックの所長連絡協議会を開催しました。

会議では、各センターから提出された議題について、現在の業務状況や問題点などに関する活発な意見や情報交換が熱心に行われました。特に、「求人情報や講習会情報等の収集・整備について」は、各県とも抱える問題が多く、活発な討議がなされ、時間不足の感がありました。

また、再就職を希望する女性の広範な相談に対応できるよう相談員の資質の向上を図るために、労働省実施の相談担当者の研修会を継続するよう各県から要望がだされ、国への要望事項として決定しました。

(佐賀県女性就業援助センター)

# パートタイム労働法が12月1日から施行!!

労働省婦人局婦人労働課

本年6月に成立した「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パートタイム労働法」という。)が、本年12月1日から施行されました(ただし、短時間労働援助センターに関する部分は平成6年4月1日施行)。また、同日、本法に基づき、「事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(以下「指針」という。)が告示されました。

労働省では、施行前の11月を「パートタイム労働法周知月間」とし、パートタイム労働法及び指針の周知を図ってきたところですが、今後も引き続き、あらゆる機会をとらえ、事業主をはじめ関係者に対し、広く周知徹底に努めることとしております。

## 〈パートタイム労働法の概要〉

この法律では、短時間労働者を、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者より短い労働者と定義しております。

パートタイム労働法が  
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律  
12月1日から施行されます。



パートタイム労働法周知月間ポスター

次に、事業主の責務を、短時間労働者について、その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して、雇用管理の改善等を図り、短時間労働者がその有する能力を有效地に発揮できるように努めることとしています。

そして、責務として規定された事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を指針として定めており、具体的には、雇入通知書の交付、就業規則の整備等の規定が設けられています。

また、事業主は指針に定める事項等を管理する短時間雇用管理者の選任に努めることとされています。

さらに、労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るための総合的援助機関として「短時間労働援助センター」を指定し、そのセンターで事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者や事業主等に対する情報提供、相談援助などを行うこととされております(センターの事業は来年度以降に開始される予定です。)。

## 編集後記

「すくらんぶる」秋号をお届けします。御意見、情報をお寄せ下さった県、センターの皆様、どうもありがとうございました。

センターの事業をより効果的に実施するためには、女性のニーズや企業のニーズなどを十分に把握していくとともに、新しいアイディアが求められています。

おすすめな企画、ホットな情報など、参考になると思われるものがありましたら、いつでもお知らせ下さい。お待ちしております。